

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目的)

- 第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への登録)

- 第 3 条 ①株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という）を除く）によるものとする。
- ②前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。
- ③株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

- 第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第 8 条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選出するか、または、日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 3 章 株 主 確 認

(株主確認)

- 第 10 条
- ①株主（個別株主通知を行った株主を含む）が請求その他の株主権行使（以下「請求等」という）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。
 - ②当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
 - ③代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
 - ④代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。

第 4 章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第 11 条 会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第 13 条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当会社が定める分量は、以下のとおりとする。

一 提案の理由

各議案ごとに 400 字

二 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項

各候補者ごとに 400 字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第 14 条 単元未満株式の買取請求をするときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

第 15 条 ①前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
②前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

- 第 16 条 ①当会社は、前条により算出された買取価格から第 19 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当会社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うこととする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。
- ②買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

- 第 17 条 買取請求を受けた单元未満株式は、前条による買取代金の支払または支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えるものとする。

第 5 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

- 第 18 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 6 章 手 数 料

(手数料)

- 第 19 条 第 14 条の单元未満株式買取請求に係る手数料は、以下のとおりとする。
- 第 15 条に定める買取価格によって、1 单元当たりの売買価格を算定し、次に定める売買委託手数料相当額を買い取った单元未満株式の数で按分した額。

(算式) 1 株当たりの買取価格に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超え 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超え 1,000 万円以下の金額につき 0.700%

1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額につき 0.575%

3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額につき 0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる)

ただし、1 单元当たりの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

(附 則)

1. 本規則の改正は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規則の変更は、2022年9月22日に効力を発する。

以 上